

グローバル CBPR システムの発足に伴うガイドライン等の改正について

1 改正の背景・趣旨

- ・ APEC（アジア太平洋経済協力）における制度として実施されてきた、一定の個人データの保護要件を満たしている企業を国際的に認証する制度である越境プライバシールール（Cross-Border Privacy Rules : CBPR）システムについて、我が国を含む有志国及び地域は、令和 4 年 4 月にグローバル CBPR フォーラムの設立宣言を行った。
- ・ それ以来、同フォーラムは、より広範囲での個人データの円滑な越境移転を目的として新たな企業認証制度の確立に向けた取組を行い、令和 7 年 6 月、グローバル CBPR システムの運用を開始し、認証機関による認証の付与が始まっている。
- ・ 現在、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第 28 条における「外国にある第三者」に該当しない「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」の例として、APEC CBPR システムの認証を得ていることが、個人情報保護法についての各種ガイドライン等において示されている。
- ・ 他方、グローバル CBPR システムについては、各種ガイドライン等に記載がなく、その位置付けが明確でないため、企業や関係者が制度の法的効果を理解できず、制度の透明性や信頼性が損なわれる可能性がある。
- ・ グローバル CBPR システムの稼働に当たっては、APEC CBPR システムにおける認証機関及び認証企業が円滑に移行可能となることを前提としており、また、その個人情報保護の要件も APEC CBPR システムのそれと同等のものとされている。これにより、グローバル CBPR システムにより認証を受ける企業は、APEC CBPR システムによる認証も受けられる水準にあると言え、グローバル CBPR システムは、APEC CBPR システムと同等のものとして位置付けることができると考える。
- ・ したがって、外国にある第三者が「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している」ことの例としてグローバル CBPR システムも含めることができると考えられることから、その位置付けを企業や関係者等に対し明確にすべく、各種ガイドライン等について、グローバル CBPR システムに関する規定の追加及びそれに伴う所要の改正を行うこととしたい。

2 改正の対象となる各種ガイドライン等

- ① 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）
- ② 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）
- ③ 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説
- ④ 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
- ⑤ アカウンタビリティ・エージェントの認定に必要な書類

3 改正案

- ・ 資料 3 - 2 及び資料 3 - 3 参照。

以上